

5月21日(水)午後3時・大飯差止判決 福井の裁判所に集まろう！



来る5月21日(水)、午後3時に福井地裁にて「大飯原発3,4号機運転差止訴訟」の審判が下されます。これまでの原発裁判は、原発推進の国策に追随した判決が続いてきました。しかし、東日本原発震災で、原発安全神話は崩れ去りました。それを受け、2012年に最高裁司法研究所は原発訴訟研究会を開き、「これまでの訴訟の在り方について問題を提起し、裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性」を論じたといっています。今回の判決は、裁判所が国民の安全を守る公平な視点を持って、司法の役割を果たすかが注目されます。

本訴訟は、2012年11月30日に提訴、2013年2月に第1回口頭弁論が開かれ、今年2014年3月27日の結審までの14ヶ月間で、8回の口頭弁論が開かれました。異例の早い裁判の流れの中、弁護団は全国弁護団とも連携を組み、大飯原発再稼働の危険性を余すことなく裁判で展開していきました。又、原告からは、これまでの司法の在り方を問う・机上の避難計画の無策・原発立地住民の苦悩・福島からの避難者の実情を伝えるなど、あらゆる視点から原発を止めたい強い思いを毎回、陳述してきました。

私達原告は、福井地裁の裁判長が良識ある英断を下すことを信じたいと思います。原発銀座福井の地で運転差し止め判決を勝ち取ることができれば、3.11以後に各地で起こされている原発裁判にも波及します。原発を推進しようとする政府に歯止めをかけることができます。

5月21日の判決の場には是非ご参集下さい。福井県民だけでなく県外の方々も是非来て下さい。福井地裁の前を人の波で埋め尽くし、いかに私達国民が脱原発を望んでいるかを知らしめましょう！司法がどれだけ責任を果たすかを見定めましょう！日本の行く末を決める判決を直に聞きましょう！

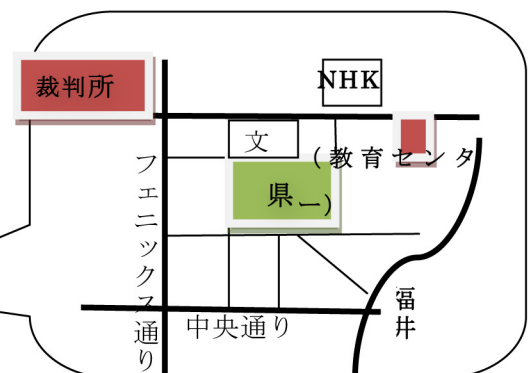
5月21日(水) 午後2時 福井地裁に集合

午後2時30分：整理券配布締切り

午後3時～：判決言い渡し

午後5時～：記者会見・説明会

場所：教育センター



福井から原発を止める裁判の会

原告代表：中嶋 哲演

問い合わせ先：090-6275-4451 小野寺

090-2037-9322 松田